
(仮称) 磐田市協働のまちづくり基本条例(案)

磐田市



前文（改正案）

磐田市は、自然があふれ、歴史と文化が息づき、豊かな人間関係を育みながら安心して暮らせるまちとして歩みを進めてきました。

その歩みは、自治会や市民活動団体を中心とした取組により支えられてきましたが、全国的に進む人口減少や少子高齢化が磐田市にも影を落とし、役員の高齢化や担い手不足などから、従来の市民活動を維持することが困難な状況が見られるようになってきました。

このため、複数の自治会や市民活動団体で構成した地域づくり協議会を市内全域に設立し交流センターを拠点として、地域の課題解決や役員の負担軽減に取り組む体制づくりが進められてきました。

しかし、今後さらなる高齢者世帯の増加、そして、定年後の就労、共働き世帯の増加に伴う生活様式の多様化により、市民活動への関わりはさらに減少することが懸念されています。すでに、役員の選出に苦慮したり自治会の運営が困難になったりする団体や地域が増えてきています

こうしたことから、地域づくり協議会を中心に組織、類似事業の整理を行い、携わる人の負担軽減につなげ、誰もが無理なく気軽に地域活動に参加できる環境を整える必要があります。

私たちは、「自らのまちは自らの手で」という意識を持ち、「まちづくりは人づくり」という考えを主眼に、一人でも多く地域活動に携わることで、人と人とのつながりに喜びを感じられる元気と笑顔があふれる地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

解説： 社会状況が変化する中で、地域づくり協議会を中心に、「組織の整理」「類似事業の整理」「役員の負担軽減」の3つの地域活動の課題に取り組むとともに、「私たち市民一人ひとりが、いっそう主体的にまちづくりに参加すること」と「地域活動を担う人材の確保と育成に取り組むこと」とし、元気と笑顔があふれる、より良い地域社会の実現を目指す決意を述べています。

(目的) 【一部改正】

第1条 この条例は、市民自治によるまちづくりの推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体及び事業者の役割並びに相互の関係を明らかにして市民自治によるまちづくりの推進を図り、もってより良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

解説： 第1条は、この条例の目的を定めたものです。

この条例は、市民自治によるまちづくりを推進し、元気と笑顔がふれる、より良い地域社会の実現に寄与することを目的としています。

(定義) 【用語追加】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 社会の課題の解決を図り、より良い社会を形成することをいう。
- (2) 市民自治 市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいう。
- (3) 協働 市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が、対等な立場で、信頼し合い、互いの特性を生かし協力することをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。
- (5) 自治会 自分たちの地域をより良くするために活動する一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (6) 地域づくり協議会 支え合いによる地域活動が持続可能となる体制づくりを進めるため、おおむね小学校区又は中学校区の地域で活動する団体及び個人で構成されている住民組織をいう。
- (7) 市民活動 市民等が、営利を目的とせず、主体的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動並びに良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(8) 市民活動団体 市民活動を継続的に行う団体をいう。</p> <p>(9) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------|

解説： 第2条は、この条例で用いる用語の定義を明らかにしたものです。
主な追加項目としては、市民自治と市民自治の担い手の中心となる自治会と地域づくり協議会について規定しました。

(2) 市民自治

市民が主体的な活動又は協働により、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。

(3) 自治会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、私たちの生活に最も身近な団体です。磐田市には304の自治会があります。（令和2年9月）

(6) 地域づくり協議会

地域づくり協議会は、小学校区や中学校区、交流センターエリア等一定の地域で、交流センターを拠点として、防災や防犯、福祉などの部会を設置して活動しています。

(基本理念) 【一部改正】

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民は、市民活動に関心を持ち、主体的に参加すること。
- (2) 市民等及び市は、互いの活動の目的を理解し、自主性を尊重すること。
- (3) 市民等及び市は、互いに協働して市民活動に取り組むこと。
- (4) 市民等及び市は、互いに市民活動に必要な情報を提供し、共有すること。

解説： 第3条は、市民、自治会、地域づくり協議会、市民活動団体、事業者及び市が、市民自治によるまちづくりを進めていく上で、常に意識すべき基本的な考え方を基本理念として掲げています。

市民は、市民活動に関心を持ち、主体的に参加すること。そして、自主性を尊重しながら、互いに協働することです。

協働の理念はそのままに、市民一人ひとりの意識と市民活動への参加を追記しています。

(市の責務) 【一部改正】

第4条 市は、市民自治によるまちづくりの推進に資する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、市民自治によるまちづくりが円滑に推進されるよう、必要な情報を積極的に提供するものとする。

3 市は、市政における市民等の参加機会を積極的に提供するものとする。

解説： 第4条は、市の役割を規定しています。

市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、基本的かつ総合的な施策を実施します。

また、地域づくり協議会等を通じて、市政の情報の伝達や、まちづくりの情報を提供するとともに、市政に広く参加してもらえらるような機会を積極的に提供し、市民自治によるまちづくりを進めます。

(市民の役割) 【一部改正】

第5条 市民は、地域の一員として、地域の課題に対し主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の活動の重要性を理解し、参加又は協力するよう努めるものとする。
- 3 地域の課題を、市民等及び市へ発信する機会の活用に努めるものとする。

解説： 第5条は市民の役割を規定しています。

自分の意志や判断をもって、まちづくりに取り組むために、自発的に主体的としました。

まずは、身近な自治会や地域づくり協議会の活動に参加・協力することを明文化しました。

「努める」としたのは、まちづくりは強制されるものではありませんが、努力していくことを原則とするものです。

(自治会の役割) 【新規】

第6条 自治会は、自治会の区域での活動を基本とし、住民相互の交流及び親睦を深める活動に努めるものとする。

- 2 自治会は、市と連携し、区域の課題の解決に取り組むよう努めるものとする。
- 3 自治会は、地域づくり協議会を構成する団体として、地域づくり協議会が行う活動への理解及び協力を努めるものとする。
- 4 自治会は、活動に関する情報を発信するよう努めるとともに、地域づくり協議会の活動に関する情報を住民へ伝達するよう努めるものとする。

解説： 第6条は自治会の役割を規定しています。

自治会は、その区域内での活動を基本とし、市と連携し、課題解決に取り組むとともに、地域づくり協議会の活動に関する情報を住民へ伝達します。

「努める」としたのは、まちづくりは強制されるものではありませんが、努力していくことを原則とするものです。

(地域づくり協議会の役割) 【新規】

第7条 地域づくり協議会は、地域における課題の解決に努めるとともに、地域の魅力の向上に努めるものとする。

- 2 地域づくり協議会は、構成する団体及び個人が、それぞれの活動をより効率的かつ効果的に行うことができるように、情報を共有するための環境づくりに努めるものとする。
- 3 地域づくり協議会は、地域における課題を調査把握し、活動の方針や内容等を定めた地域の計画を策定するよう努めるものとする。
- 4 地域づくり協議会は、市や他の市民活動団体と連携して、地域の実情にあったまちづくりに努めるものとする。
- 5 地域づくり協議会は、市民等へ活動に関する情報を発信するよう努めるものとする。

解説： 第7条は、地域づくり協議会の役割を規定しています。

地域づくり協議会は、単位自治会を越えて地域として連携して活動することで、より効率的かつ効果的に行うことのできる活動を実施し、地域の課題解決と地域の魅力の向上に努めます。また、地域の課題を調査把握し、地域の計画を策定するとしています。

「地域の計画」とは、年度ごとの事業計画や予算案から、中長期的な視点に立った計画までさまざまです。協議会の現状において、適正な計画を立てることが求められます。計画の策定においても、市や他の市民活動団体と連携・協力して取り組みます。

「努める」としたのは、まちづくりは強制されるものではありませんが、努力していくことを原則とするものです。

(市民活動団体の役割) 【一部改正】

第8条 市民活動団体は、活動する分野における情報と知識や専門性を生かし、自らが果たす社会的意義を自覚し、市民活動の推進に努めるものとする。

2 市民活動団体は、市民等及び市と連携するよう努めるものとする。

3 市民活動団体は、自らの活動の情報を発信し、市民等の理解及び参加の促進に努めるものとする。

解説： 第8条は、市民活動団体の役割を規定しています。

市民活動団体は、その知識や専門性を生かし、市民活動の推進に努めますが、自治会や地域づくり協議会と関わりながら、その活動が多くの市民等に理解され、活動の輪を広げていくことが求められています。

「努める」としたのは、まちづくりは強制されるものではありませんが、努力していくことを原則とするものです。

(事業者の役割) 【一部改正】

第9条 事業者は、地域を構成する一員として、社会的責任に基づき、地域に貢献するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員が居住する地域の活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

解説： 第9条は、事業者の役割を規定しています。

事業者が地域への貢献と、従業員の地域の活動への参加に配慮するよう努めるものです。

「努める」としたのは、まちづくりは強制されるものではありませんが、努力していくことを原則とするものです。

(市の施策) 【一部改正】

第10条 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、次に掲げる事項について、市民等と協力し、取り組むものとする。

- (1) 市民自治の意識の醸成及び啓発に関すること。
- (2) 相談窓口の充実及び活動機会の提供に関すること。
- (3) 情報交換、評価の仕組み及び市民等の参加の仕組みに関すること。
- (4) 市民自治によるまちづくりを担う人材育成に関すること。
- (5) 自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の財政支援に関すること。
- (6) 自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体の活動拠点の支援に関すること。
- (7) その他、市民自治によるまちづくりの推進に関し必要なこと。

2 市は、前項の施策を実施するため、職員の市民自治によるまちづくりに対する意識を高め、組織体制の整備及び連携の強化を行うものとする。

解説： 第10条は、市の基本的な施策を掲げ、市民等と協力しながら取り組むことを規定しています。

具体的には、市民自治によるまちづくりについて身近に相談できる窓口を充実させるとともに、自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体への地域づくり応援一括交付金等の財政支援や、交流センター、市民活動センターなどの施設整備や運営支援を行います。

(人材の確保と育成) 【新規】

第11条 自治会、地域づくり協議会及び市民活動団体は、まちづくりを推進する人材の確保と育成をするため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 主体的に活動を推進すること。
- (2) 市民が参加しやすい透明性の高い運営を行うこと。
- (3) 市民が主体的に活動に参加できる機会をつくること。
- (4) 子供、若者及び女性の社会参加の重要性について理解し、その参画を推進すること。
- (5) 市民活動に参加する人材の交流を促進すること。

解説： 第11条は、市民自治によるまちづくりを推進するうえで、必要な人材の確保と育成について規定しています。

主体的に活動をすることや、透明性の高い運営を行うことを規定しています。

また、子供、若者及び女性の社会参加の重要性について理解し、それらの参画を推進します。

((仮称)協働のまちづくり基本委員会の設置) 【一部改正】

第12条 市は、市民自治によるまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、(仮称)磐田市協働のまちづくり基本委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、市民自治によるまちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員12人以内をもって組織する。
- 4 委員は、市民等、識見を有する者及び市の職員のうちから市長が委嘱又は任命する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

解説： 第12条は、市民自治によるまちづくりを推進するための調査審議の機関として、「(仮称)協働のまちづくり基本委員会」を設置することや委員構成などを規定しています。

(委任) 【改正なし】

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

解説： 第13条は、この条例で定めるもの以外に、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めると規定するものです。